鳥取県 MaaS エコシステム共創コンソーシアム規約

(名称)

第1条 本会は、鳥取県 MaaS エコシステム共創コンソーシアム(略称「ToMEC (Tottori MaaS Ecosystem Consortium)」、以下「コンソーシアム」という。)と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、次条に規定する基本理念に基づき、鳥取の地域特性を踏まえた鳥取型 MaaS を推進することにより自家用車に過度に頼らない地域づくりを目指し、超高齢化社会への対応等の様々な地域課題の解決及び新たな移動関連ビジネスの開発・提供を通じた需要創出により地域経済の活性化に繋げることを目的とする。

(基本理念)

- 第3条 鳥取型 MaaS の基本理念は、次のとおりとする。
 - (1)移動サービスの供給力確保を念頭に置きながら、自家用車と同等かそれ以上に魅力的な移動サービスを実現し、高齢者や学生など誰もが自家用車以外の移動手段も選択できる環境づくりを行う。
 - (2)交通と交通以外の地域の多様な産業が結び付き、一体的で付加価値の高い移動関連サービスを共創することにより、交通産業と地域産業が共存共栄する MaaS エコシステムの形成を目指す。
 - (3) 交通は地域の発展とともにあるとともに地域経済活性化の重要なツールであるという認識の下、MaaS を通じ交通の利便性及び信頼性を高めることで持続可能で誰もが活動的に生活できるまちづくりに貢献する。

(活動内容)

- 第4条 コンソーシアムは、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。
- (1) 会員同士の MaaS に関する情報共有・ディスカッション
- (2) 鳥取型 MaaS に関する実証実験、ビジネスモデル等の企画立案・提案
- (3) 会員間の連携やマッチングの支援
- (4) セミナー・講演会、研修会、勉強会等の開催
- (5) 先進事例調査
- (6) コンソーシアムの活動成果等の展開
- (7) 異業種交流会
- (8) その他、コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 コンソーシアムは、正会員及びオブザーバーをもって構成する。

- 2 正会員は、第3条に規定する基本理念に賛同し、鳥取型 MaaS の推進に積極的に取り組む事業者、業界団体、行政機関等とする。
- 3 オブザーバーは、鳥取型 MaaS の推進に当たって連携が必要な試験研究機関、教育機関 及び国の行政機関等のうち、会長が認めるものとする。

(入会)

- 第5条 コンソーシアムの正会員になることを希望する者(以下「希望者」という。)は、 入会申込書(様式第1号)の提出又は、鳥取県地域交通政策課ウェブサイトの入会申込 専用フォームの入力により事務局に申込をしなければならない。
- 2会長は、希望者の有する技術、知見等が第2条の目的の実現に寄与するものと認められるときは承認するものとする。
- 3 鳥取県内の自治体が参画する MaaS を推進するための協議会(以下「地域 MaaS 協議会」という。) の会員は、地域 MaaS 協議会の加入手続をもって、前 2 項の手続に替えることができる。

(欠格事由)

- 第6条 次に掲げる者は、正会員及びオブザーバーとなることができない。
- (1) 役員等(個人である場合にはその方を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。) が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であるもの
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしているもの
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているもの
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- (6) その他、会長が欠格と判断する者

(退会)

- 第7条 コンソーシアムからの退会を希望する正会員は退会届(様式第2号)を事務局に 提出するものとする。
- 2 会長は、正会員及びオブザーバーが次の各号のいずれかに該当するときは、当該正会 員及びオブザーバーを退会させることができる。
- (1) 本規約を遵守しないとき又はコンソーシアムの名誉を毀損する行為があったとき。
- (2) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、コンソーシアムの運営に当たって重大な支障が生じると認められるとき。
- 3 第5条第3項の規定は、第1項の退会について準用する。

(役員)

- 第8条 コンソーシアムには会長を置く。
 - 2 会長は、鳥取県地域づくり推進部中山間・地域交通局長とする。

(経費)

- 第9条 コンソーシアムの経費は、委託料、補助金及びその他の収入をもって充てる。 2 会費は無料とする。
- (秘密の保持)

第10条 コンソーシアムの活動において知り得た他の正会員及びオブザーバーの技術的な情報及び秘密情報のうち、秘密である旨明示された情報については、コンソーシアムへの参画期間中及び退会後を問わず、その一切について第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、開示等の際に既に公表されている場合及び事前に開示される情報に関する全ての当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(会計年度)

第11条 コンソーシアムの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

- 第12条 コンソーシアムの業務を処理するため、コンソーシアムに事務局を置く。
 - 2 事務局は、鳥取県地域づくり推進部中山間・地域交通局地域交通政策課に置く。
 - 3 事務局に事務局長を置き、鳥取県地域交通政策課長をもって充てる。

(コンソーシアムが解散した場合の措置)

第13条 コンソーシアムが解散した場合には、コンソーシアムの収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(雑則)

第14条 本規約に定めのない事項や本規約の解釈に疑義が生じた場合については、会長が 正会員に諮って定める。

附則

この規約は、令和4年5月19日から施行する。